

菜園付宿泊約款

第1条 宿泊契約の申込み

当館に宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

1. 契約者名
2. 契約者人数
3. 宿泊者名
4. 宿泊同伴者名
5. 宿泊日及び到着予定時刻
6. 身分証明書・住所・電話番号・車種及びナンバー
7. その他当館が必要と認める事項

第2条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当館が契約書・入金確認及び前項の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 第1項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料(プラン料金等)を限度として当館が定める申込み料金を、当館が指定する日までに、お支払い頂きます。
3. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払い頂けない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期間を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。
4. 原則契約期間は1ヶ月単位で最長1年とします。
ただし、契約満了の前に更新の申し出があった場合、次期契約者がいない場合に限り更新する事が出来ます。
5. 契約料金(料金表)は、3月末を年度末とし年度ごとに改定することがあります。その際、新年度料金は、3ヶ月前に公表する事とします。
6. 特例として「お試しプラン」として1週間単位での利用を可能とします。
1週間単位の契約料金を計上するものとし、日割り計算等の例外を認めないこととする。
「お試しプラン」の再利用は原則認めないこととする。

第3条 ご来館時の宿泊登録

ご宿泊者は、宿泊当日、当館のフロント(管理室)において、次の事項を登録していただきます。

1. ご契約者(個人・グループ・法人)・宿泊者の氏名、同伴者の氏名・年齢・性別・住所・電話番号・車両ナンバー
2. 外国人に当たっては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日・パスポート
3. その他当館が必要と認める事項

第4条 ご契約・宿泊をお断りする場合

1. ご契約の申込みがこの約款によらないものであるとき
2. ご契約による満室(員)により客室の余裕が無いとき
3. ご契約しようとする者が、伝染病患者であると認められたとき
4. ご契約しようとする者が、公の秩序もしくは善良の風俗に反するおそれがあるとき
5. 刺青(外ヶ)を入れた者、他の利用客に迷惑をおよぼす恐れのあるとき
6. ご契約に関し特別な負担を求められたとき
7. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により契約・宿泊させることが出来ないとき

第5条 料金のお支払

1. ご契約・宿泊予約の申込をお引受けした場合は原則として「期限を定めて」宿泊期間の料金の前払いを申し受けます。
2. ご契約金・宿泊料金等の支払は「銀行振込」になります。

第6条 フロント営業時間・サービス

1. フロント営業時間：09：00～21：00迄
2. チェックイン：15：00～ チェックアウト：10：00迄
3. 大浴場利用時間：08：00～22：00迄

- 1 週間に 1 度管理者によるルーム清掃サービスを実施いたします。
この際にリネン交換(1 部屋 2 名を基本)・トイレトーパー・消耗品補充を行います。
規程以上の清掃及びリネンの交換、追加については、有料とさせていただきます。
- 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用(休憩)に応じることがあります。
この場合別途延長料金(休憩料金)を申し受けます。 施設により最大延長時間の規定有り要確認。

第 7 条 宿泊者の契約解除の権利

契約者が良好な管理を行わない場合、管理者は使用・契約を取り消す事が出来ることとします。この場合、契約料・利用料の返還は致しません。

1. 地域内のルールを逸脱し遵守できない者
2. 動物・鳥類等の持ち込み(ペットの持込)
3. 悪臭を発する物の持ち込み
4. 発火性・引火性の物の持ち込み
5. 夜間の高声・放歌・騒音により他の宿泊者よりクレームが出る行為をした場合
6. 事務所がわりに使用すること
7. 外来者を客室内に引き入れること、又、外来者に諸備品を使用させること
8. 当約款にそわないとき

第 8 条 宿泊者の手荷物・携帯品・その他備品の取り扱い、管理

1. 原則フロント(管理室)でのチェックイン前・後、滞在中の物品・貴重品・お荷物・食品等のお預かりは致しません。
2. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って保管し、宿泊客がフロント(管理室)においてチェックインする際にお渡します。
金品・貴重品・壊れ物は除きます。
3. 第 2 項においてフロントにお預けになった物が滅失・紛失等の損害が生じたときには、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし当館がその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときはこの限りではありません。
また賠償金額の上限金額は 10 万円を限度としてその損害を賠償します。
第 2 項の通り金品・貴重品・壊れ物については、賠償の対象外になります。
4. 宿泊者が、当館内にお持込になった貴重品・その他備品等の管理については自己管理・責任とします。
当館は責任を負いかねます。

第 9 条 駐車場の責任

1. 駐車場における車の管理は運転者において行って下さい。
2. 駐車場の盗難・事故・その他トラブルについて当館は責任を負いかねます。

第 10 条 宿泊者の責任

1. 宿泊者が故意、過失により当施設の什器・備品・設備・農機具等を破損・紛失・汚損させ、当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対しその損害を賠償していただきます。
(備付の皿・グラス・キーの紛失・飲酒上の破損等)
2. ベランダを含む施設共用部に私物等の放置・設置(一時的保管)を禁止します。
3. 原則利用者の来館中(外出時を含む)は、利用者に断りなく入室は致しません。その為戸締り、火の元等の管理責任は利用者側にあるものと致します。

第 11 条 当館の責任

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、それらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただしそれが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。